

最高人民法院による 専利紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定

(2001年6月19日最高人民法院審判委員会第1180回会議にて可決、2013年2月25日最高人民法院審判委員会第1570回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 専利紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」による第1回改正、2015年1月19日最高人民法院審判委員会第1641回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 専利紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」による第2回改正、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権関連司法解釈に関する決定」による第3回改正)

専利紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國専利法」、「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」等法律の規定に基づき、次のとおり規定する。

第一条 人民法院は次に掲げる専利紛争案件を受理する。

1. 専利出願権の帰属に係る紛争案件
2. 専利権の帰属に係る紛争案件
3. 専利契約に係る紛争案件
4. 専利権の侵害に係る紛争案件
5. 他人の専利の詐称に係る紛争案件
6. 特許臨時保護期間の実施料に係る紛争案件
7. 職務発明創造の発明者、考案者の奨励、報酬に係る紛争案件
8. 訴訟前の行為保全申立てに係る紛争案件
9. 訴訟前の財産保全申立てに係る紛争案件
10. 行為保全の申立てによる損害責任に係る紛争案件
11. 財産保全の申立てによる損害責任に係る紛争案件
12. 発明創造の発明者、考案者の署名権に係る紛争案件
13. 専利権非侵害の確認に係る紛争案件
14. 専利権無効決定後の返還費用に係る紛争案件
15. 悪意の専利権訴訟提起による損害責任に係る紛争案件
16. 標準必須専利の実施料に係る紛争案件
17. 国務院専利行政部門による出願拒絶査定維持の不服審判決定を不服とする案件
18. 国務院専利行政部門による専利権無効審判請求の決定を不服とする案件
19. 国務院専利行政部門による強制実施許諾の決定を不服とする案件
20. 国務院専利行政部門による強制実施許諾の実施料の裁定を不服とする案件
21. 国務院専利行政部門による行政不服審査の決定を不服とする案件
22. 国務院専利行政部門が下すその他行政決定を不服とする案件
23. 専利業務管理部門による行政決定を不服とする案件
24. 専利権の保護範囲への該当有無の確認に係る紛争案件
25. その他の専利紛争案件

第二条 専利権侵害行為により提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、専利権、実用新案権侵害の被疑製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、専利に係る方法の使用行為の実施地、当該専利に係る方法により直接取得した製品の使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、登録意匠製品の製造、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、他人の専利の詐称行為の実施地、上述の権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地を含む。

第三条 原告が侵害製品の製造者のみに対して訴訟を提起し、販売者を提訴せず、侵害製品の製造地と販売地が一致しない場合は、製造地の人民法院が管轄権を有する。製造者と販売者を共同被告として提訴する場合は、販売地の人民法院が管轄権を有する。

販売者が製造者の子会社・支店であり、原告が販売地で侵害製品製造者の製造、販売行為を提訴する場合は、販売地の人民法院が管轄権を有する。

第四条 出願日が2009年10月1日より前（当該日は含まない）の登録実用新案に対して専利権侵害訴訟を提起するにあたり、原告は国務院専利行政部門が作成した検索報告書を提出することができる。出願日が2009年10月1日以降の登録実用新案又は登録意匠に対して専利権侵害訴訟を提起するにあたり、原告は国務院専利行政部門が作成した専利権評価報告書を提出することができる。案件審理の必要に応じて、人民法院は原告に検索報告書又は専利権評価報告書を提出するよう要求することができる。原告が正当な理由なく提出しない場合、人民法院は訴訟中止の裁定を下し、又は生じ得る不利な結果の責任を原告に負担させる判決を下すことができる。

実用新案権、意匠権侵害紛争案件の被告は、訴訟の中止を請求する場合には、答弁期間内に原告の専利権に対し無効審判を請求しなければならない。

第五条 人民法院が受理する実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該専利権の無効審判を請求する場合には、人民法院は訴訟を中止しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、訴訟を中止しないことができる。

(一) 原告が提出した検索報告書又は専利権評価報告書において、実用新案権又は意匠権を無効とする事由を見出せないとき

(二) 被告が提供した証拠が、その使用する技術がすでに公知であることを証明するに足るとき

(三) 被告が当該専利権の無効審判を請求するにあたって提供した証拠又は根拠とする理由が明らかに不十分であるとき

(四) 人民法院が訴訟を中止してはならないと考えるその他の事由

第六条 人民法院が受理した実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間満了後に当該専利の無効宣告を請求する場合には、人民法院は訴訟を中止してはならない。ただし、審査を経て訴訟を中止する必要があると考える場合は、この限りでない。

第七条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件又は国務院専利行政部門の審理を経て専利権が維持された実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該専利権の無効審判を請求する場合、人民法院は訴訟を中止しないことができる。

第八条 人民法院が訴訟の中止を決定し、専利権者又は利害関係者が、被告に対して関連行為の差止め又は権利侵害による損失の継続的拡大を制止するその他の措置の実施を命じるよう請求し、かつ担保を提供し、人民法院が審査を経て関連法の規定に適合すると判断する場合は、訴訟を中止する裁定を下し、併せて関連裁定を下すことができる。

第九条 人民法院は専利権に対して財産保全を行うにあたり、国務院専利行政部門に執行協力通知書を送付し、執行協力を求める事項及び専利権の保全期間を明記し、かつ人民法院が作成した裁定書を添付しなければならない。

専利権の保全期間は、1回につき6か月を超えてはならず、国務院専利行政部門が執行

協力通知書を受領した日から起算する。さらに引き続き当該専利権に対して保全措置を講じる必要がある場合には、人民法院は、保全期間満了前に国務院専利行政部門に対して、保全の継続に関する執行協力通知書を別途送達しなければならない。保全期間満了前に送達されない場合には、当該専利権に対する財産保全は自動解除されたものとみなす。

人民法院は、質権が設定されている専利権に対して財産保全措置を講じることができ、質権者の優先弁済権は保全措置の影響を受けない。専利権者と被許諾者の間ですでに締結された専用実施権許諾契約は、人民法院が当該専利権に対して行う財産保全に影響しない。

人民法院は、すでに保全を行った専利権に対して重複して保全してはならない。

第十条 2001年7月1日以前に所属組織の物的技術的条件を利用して完成した発明創造について、組織と発明者又は考案者が契約を締結し、専利出願の権利及び専利権の帰属について取決めをしている場合は、その取決めに従う。

第十一条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件が権利抵触に係る場合は、先に法により権利を享有する当事者の合法的な権益を保護しなければならない。

第十二条 専利法第二十三条第三項でいう合法的権利には、作品、商標、地理的表示、氏名、企業名称、肖像、及び一定の影響のある商品名称、包装、装飾等について享有する合法的権利又は権益をいう。

第十三条 専利法第五十九条第一項でいう「発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その権利要求の内容を基準とし、明細書及び付属図面は権利要求の解釈に用いることができる。」とは、専利権の保護範囲が、請求項に記載の全部の技術的特徴により確定される範囲を基準とし、当該技術的特徴と同等な特徴により確定される範囲も含まなければならないことをいう。

同等な特徴とは、記載の技術的特徴と基本的に同一の手段をもって、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、かつ当事業者が被疑侵害行為の発生時に創造的労働を経ることなく想到できる特徴をいう。

第十四条 専利法第六十五条に定める、権利者が侵害行為によって受けた実際の損失は、専利権者の専利に係る製品について権利侵害により販売量が減少した総数に、専利に係る製品の単位当たりの合理的利益を乗じた積に基づいて計算することができる。専利権者が販売量の減少総数を確定することが困難である場合は、侵害製品が市場で販売された総数に専利に係る製品の単位当たりの合理的利益を乗じた積を、権利者が権利侵害により被った実質的損失とみなすことができる。

専利法第六十五条に定める、侵害者が権利侵害によって得た利益は、当該侵害製品が市場で販売された総数に侵害製品の単位当たりの合理的利益を乗じた積に基づいて計算することができる。侵害者が権利侵害により得た利益は、一般に侵害者の営業利益に照らして計算し、完全に権利侵害を業とする侵害者については、販売利益に照らして計算することができる。

第十五条 権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難で、参照できる専利実施料がある場合には、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、専利許諾の性質、範囲、時間等の要素に基づき、当該専利実施料の倍数を参照して、合理的に賠償額を決定することができる。参照できる専利実施料がない場合、又は専利実施料が明らかに合理的でない場合には、人民法院は、専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、専利法第六十五条第二項の規定に従って賠償額を決定することができる。

第十六条 権利者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的支出であると主張

する場合には、人民法院は専利法第六十五条で決定する賠償額以外に別途計算することができる。

第十七条 専利権侵害の訴訟時効は3年とし、専利権者又は利害関係者が権利の被害及び義務者を知った又は知るべきであった日から起算する。権利者が3年を過ぎてから提訴する場合において、権利侵害行為が提訴時も依然として継続しており、当該専利権が有効期間内にあるときは、人民法院は被告の権利侵害行為を差し止める判決を下さなければならず、権利侵害に対する損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から3年間遡って推算しなければならない。

第十八条 専利法第十一条、第六十九条でいう販売の申出とは、広告、店舗のショーウィンドウにおける陳列又は展示会における出展等の方式を通じて商品販売の意思表示をすることをいう。

第十九条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件が、すでに専利業務管理部門により権利侵害又は権利非侵害と認定されている場合においても、人民法院は依然として当事者の訴訟請求に対して全面的な審査を行わなければならない。

第二十条 以前の関連司法解釈と本規定が一致しない場合は、本規定に準ずることとする。

出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。